富士市要介護認定等資料に係る情報提供に関するQ&A（事業者用）

令和8年 10 月 27 日

【申請方法】

Q　申請方法何がありますか？
A　申請方法は、窓口申請、郵送申請、電子申請の３種類です。
Q　【受け取り方法】で電子交付を選択した場合、電子申請以外はできなくなりますか？
A　受け取り方法の選択により、申請方法が制限されることはありません。 電子交付を選択した場合でも、窓口申請、郵送申請、電子申請いずれも可能です。
Q　窓口申請の場合、申請書の提出先はどこですか？
A　富士市役所４階　介護保険課です。 会議等に同席した市職員経由での提出はご遠慮ください。
Q　郵送申請の場合、どこに送ればいいですか？
A　申請書の郵送先は、 〒417-8601　富士市永田町一丁目 100 番地　富士市介護保険課　認定担当　です。
Q　申請した資料はいつもらえますか？
A　原則、申請書受理日を含めず３開庁日後の午前 11 時以降です。 （例）　４月５日（金）に申請　　４月 10 日（水）午前 11 時以降に受取可 ※資料の準備が早くできた場合には早くお渡しすることも可能ですが、準備が出来た段階での電話連絡等は致しません。少しでも早くお受け取りになりたい場合は、電子交付をご利用ください。

【受け取り方法】

Q　受け取り方法は何がありますか？
A　受け取り方法は、窓口交付、郵送交付、電子交付の３種類です。
Q　窓口での資料の受け取りは誰でもできますか？
A　提供対象事業所の職員もしくは提供対象事業所と同法人の職員のうち、社員証や職員証等を持参した方にのみお渡しが可能です。 ※社員証等には、法人名（又は事業所名）・法人印（又は事業所印）・職員氏名（氏のみでも可）の３点が記載されている必要があります。 ※電子交付を選択した事業所は窓口交付を利用できませんのでご注意ください。
Q　押印された社員証等を作成していない場合はどうしたらよいですか？
A　窓口ではお渡しできませんので、郵送交付か電子交付を検討してください。
Q　郵送で受け取る場合、どのようにすればいいですか？
A　申請時に、切手貼付のうえ宛名を記入した返信用封筒を提出してください。 電子申請した方が郵送交付を希望する場合は、返信用の封筒のみ介護保険課へ郵送してください。返信用封筒は切手貼付のうえ宛名の記入もお願いします。 （ふせん等に情報提供の返信用封筒である旨を記入してお送りください。）

※電子交付を選択した事業所は郵送交付を利用できませんのでご注意ください。

Q　電子交付を利用する場合、どのようにすればいいですか？

A　電子交付を利用する場合は、「【第５号様式】富士市要介護認定等資料の情報提供に係る電子交付選択届出書」を提出してください。提出は初回のみです。
※電子交付を選択した場合、窓口交付や郵送交付は利用できなくなります。
※電子交付を選択しても、申請方法に制限はありません。

Q　【第５号様式】の提出方法は何がありますか？

A　窓口、郵送、電子の３種類です。
第三者による悪用を防ぐため、届出書に法人印（又は事業所印）を押印してください。窓口で提出される場合のみ、提出時に法人印（又は事業所印）が押印された社員証等を提示することで、届出書への押印を省略することができます。
マイナポータルから提出する場合は、必要事項を記入し法人印（又は事業所印）を押印した届出書を添付する必要があります。

Q　電子交付を選択した場合、いつの申請分から電子交付になりますか？

A　【第５号様式】が提出された日の申請分から電子交付となります。
※前日以前に申請された分は対象になりませんので、ご注意ください。

Q　同一事業所内のケアマネジャーごと、窓口交付か電子交付かを選択できますか？

A　電子交付は事業所ごとの選択となるため、同一事業所内のケアマネジャーごとに交付方法を選択することはできません。

Q　電子交付をやめ、窓口交付や郵送交付に戻したい場合、どのようにすればいいですか？

A　【第５号様式】で「解除」を選択し提出してください。

【記入内容】

Q　申請書に不備があった場合はどうなりますか？

A　申請書に不備があった場合の対応は次の通りです。

〇対象者欄の不備

被保険者番号が４桁以上異なる	電話確認し開示
被保険者番号が１～３桁異なる	氏名と生年月日が正しければ開示
氏名が異なる	電話確認し開示
氏名の漢字の軽微な誤り	被保険者番号と生年月日が正しければ開示
生年月日が異なる	被保険者番号と氏名が正しければ開示
認定年月日が異なる	交付日の誤記入と思われる場合は直近の認定資料を開示
	それ以外の日付が記入されている場合は電話確認し開示

〇同意欄の不備

代筆の場合で本人との関係が未記入	電話確認し親族など適切な代筆者であれば開示
その他の不備	非開示

※複数個所に不備がある場合等も非開示となります。

※非開示となった場合に申請書の返却は行いません。改めて申請書の提出をお願いします。

Q　申請者欄の担当者氏名は、誰を記入すればいいですか？
A　介護サービス計画等の作成者など、申請書に関する問い合わせに対応できる方の氏名を記入してください。
Q　申請書に記入する認定年月日はどのように確認すればいいですか？
A　介護保険被保険者証の認定年月日、結果通知書の認定年月日等で確認することができます。 富士市の場合、認定年月日は審査会実施日と同日です（区分変更却下の場合を除く）。 ※介護保険被保険者証の交付年月日ではありませんのでご注意ください。 ※区分変更却下となった際の資料を希望する場合は、必ず審査会実施日をご記入ください。

【同意の署名について（第１号様式・第２号様式）】

Q　申請書（第１号様式・第２号様式）の被保険者本人同意欄は、本人以外が記入してもいいですか？
A　原則として、本人以外の署名は無効です。 ひらがなやカタカナ、枠からはみ出していても構いません。 ※署名の偽造は違法です。絶対に行わないでください。 ※過去に提出された書類等と署名の照合を行う場合があります。
Q　被保険者が、身体の状態により署名できない場合はどうすればいいですか？
A　被保険者本人が執筆不可能な場合は、本人の意思を確認したうえで、親族による代筆が可能です（６親等以内の血族、配偶者、３親等以内の姻族）。 代筆する場合は、「本人署名の代筆」「代筆者の署名」「本人との関係」すべて記入してください。
Q　代筆をお願いする親族がいない場合はどうしたらいいですか？
A　事前に介護保険課認定担当へご相談ください。 考慮すべき事情がある場合には、親族以外の代筆でも受付します。 （申請書の余白に、親族以外が代筆した理由と、認定担当の誰に相談したのかを記入しておいていただけると受付がスムーズです。） ※親族以外の代筆は原則非開示となります。 ※考慮すべき事情のある方は、その都度ご相談ください。

【その他】

Q　亡くなった方の情報提供は受けられますか？
A　令和６年４月１日から提供可能となっております。 ただし、介護報酬の請求を目的とする申請に限ります。 ※被保険者本人が署名することはできませんので、生前の本人の同意に基づき、相続人が「本人署名の代筆」「代筆者の署名」「本人との関係」を記入してください。
Q　自立（非該当）となった際の情報提供は受けられますか？
A　令和８年１月１日から提供可能となっております。 再申請や不服申し立ての検討にあたって、判定の妥当性や現状が正しく反映されているかをケアマネジャーに確認していただく必要があると考えられることから、直近の資料に限り提供を可能とします。

同様の理由で、これまで事業所区分と認定区分により提供に制限を設けていましたが、この制限も廃止しました。（例：包括支援センターには要介護の資料を提供できない、特別養護老人ホームには要支援の資料を提供できない　等）
Q　事業所等ではなく、被保険者本人や親族が審査会資料の情報提供を求める場合にも、同じ様式（第１号様式・第２号様式）を使えますか？
A　使用できません。 また、マイナポータルによる電子申請（第４号様式）も事業所からの申請専用となります。 被保険者本人や親族からの申請には第３号様式をご利用いただくようご案内ください。